

○仲裁センターにおける災害時ADR事件に関する特別細則

(制定 平成 29 年 2 月 6 日)

(目的)

第 1 条 この細則は、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「仲裁センター」という。）における手続のうち、第二東京弁護士会災害対策本部の委託を受けて実施され、又は運営される災害に関連する裁判外紛争解決手続に係る事件（以下「災害時ADR事件」という。）について、仲裁手続及び和解あっせん手続細則（以下「手続細則」という。）、仲裁及び和解あっせん補助者細則（以下「補助者細則」という。）及び仲裁及び和解あっせん手数料細則（以下「手数料細則」という。）の特則として、必要な事項を定めることを目的とする。

(仲裁人等の選任)

第 2 条 仲裁センターは、災害時ADR事件に関して、相当と認める場合には、仲裁人候補者名簿に登載された仲裁人候補者以外の者を仲裁人又はあっせん人に選任することができる。

2 仲裁センターは、災害時ADR事件に関して、相当と認める場合には、補助者候補者名簿に登載された補助者候補者又は仲裁人候補者名簿に登載された仲裁人候補者以外の者を補助者に選任することができる。

(手数料の特則)

第 3 条 災害時ADR事件の申立手数料及び期日手数料は、免除する。

2 災害時ADR事件の成立手数料は、手数料細則第 4 条の規定により算定される金額の半額とする。

(申立ての簡素化)

第 4 条 災害時ADR事件の申立ては、口頭（電話による場合を含む。）又は書面（ファクシミリ又は電子メールによる場合を含む。以下同じ。）により行う。この場合において、申立人は、手続細則第 20 条第 1 項各号に掲げる事項を申述し、又は書面に記載しなければならない。

(規則等の適用)

第 5 条 災害時ADR事件に関して、この細則に定めのない事項については、仲裁センター規則、手続細則、補助者細則及び手数料細則の定めるところによる。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成 29 年 10 月 17 日 日本弁護士連合会承認)

(平成 29 年 10 月 30 日 公示)